

文化プログラム実施基準

1. 主催者

主催者は開催基準要項第7項第5号に定めるほか、個別のプログラムにおいては、目的に沿う範囲内で、宗教団体、政治団体を除く次の各号に該当するものを加えることができる。

- (1) 開催地都道府県（以下「開催県」という。）の市区町村
- (2) 公益法人又はこれに準ずる団体
- (3) 通信、新聞、テレビ、ラジオなどの報道機関
- (4) その他、開催県実行委員会が上記各号に準ずると認めるもの

2. 主管及び運営

- (1) 開催県実行委員会により設置された、文化プログラムを企画・推進する専門委員会等が主管し、運営する。
- (2) 個別のプログラムについては、事業内容に応じて、主催者及び主催者より委託を受けた者が主管し、運営する。

3. 会場

原則として、開催県内とする。

4. 時期及び期間

原則として、大会開催当該年度（4月1日から翌年3月31日）とし、個別のプログラムについては、それぞれの主催者が定めることとする。

5. 実施プログラム

- (1) プログラムの内容については、スポーツ文化や開催県の郷土文化等をテーマとしたものとし、開催県における国民スポーツ大会開催の気運醸成や、国体の目的や意義の全国的な普及啓発等を目的とする。
- (2) プログラムについては、開催県実行委員会が特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会と協議のうえ選定・立案し、本大会については開催年の3月末日まで、冬季大会については、開催前年の8月末日までに、日本スポーツ協会国民スポーツ大会委員会に申請し、承認を得ることを原則とする。

6. 開催経費

事業実施に係わる経費については、原則として開催県の負担とするが、個別のプログラムに係る経費については、本基準第1項により主催者に加えた者の負担とする。

7. その他

- (1) 本基準に定めない事項及び解釈に疑義が生じた事項については、主催者間で協議することとする。
- (2) 本基準の改廃は、国民スポーツ大会委員会の決議を経て行う。

- <附則> 1. 本基準は平成18年3月9日に制定し、第63回大会より適用する。
2. 本基準は平成22年8月24日に改定し、第66回大会より適用する。

3. 本基準は平成 30 年 4 月 1 日に改定し、第 73 回本大会より適用する。
4. 本基準は令和 5 年 4 月 1 日に改定し、同日から施行する。
5. 本基準は令和 6 年 4 月 1 日に改定し、同日から施行する。